

南相馬市人事行政の運営等の状況

南相馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年南相馬市条例第 234 号）第 6 条の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について公表します。

令和 7 年 10 月 31 日

南相馬市長 門馬 和夫

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

区 分	人 数
令和 6 年 4 月 1 日現在の職員数	935
退職者数（R6. 4. 1～R7. 3. 31）	88
退職者数（R7. 4. 1）	0
採用者数（R6. 4. 2～R7. 4. 1）	65
令和 7 年 4 月 1 日現在の職員数	912
増 減 数	△23

(2) 職員数の状況

部 門 \ 区 分		職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
		令和 6 年	令和 7 年		
一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
	総 務	159	149	△10	配置転換による減
	税 務	27	22	△5	配置転換による減
	民 生	89	76	△13	配置転換による減
	衛 生	60	60	0	
	商 工	45	46	1	業務増による増
	農林水産	53	50	△3	配置転換による減
	土 木	48	50	2	業務増による増
	小 計	487	459	△28	
特 別 行 政 部 門	教 育	93	95	2	配置転換による減
	小 計	93	95	2	
公 営 企 業 等 部 門	病 院	302	306	4	業務増による増
	水 道	15	15	0	
	下 水 道	12	12	0	
	そ の 他	26	25	△1	配置転換による減
	小 計	355	358	3	
合 計		935	912	△23	

※ 職員数は各年 5 月 1 日における地方公共団体定員管理調査報告値であり、一般職に属する職員数です。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6 年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
6 年度	55,376 人	48,928,455 千円	2,244,289 千円	6,606,604 千円	13.5%

② 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの給 与費 B / A
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	合 計 B	
7 年度	554 人	2,225,392 千円	522,082 千円	930,825 千円	3,678,299 千円	6,639 千円

※給与費は当初予算に計上された額で、職員手当には退職手当、児童手当を含みません。

普通会計とは、全国各地地方公共団体によって会計区分の範囲が異なり、財政状況などの比較が困難なことから、一定の基準で会計を区分しなおしたものです。南相馬市では、一般会計、育英資金貸付特別会計、亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計が該当します。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44 歳 8 月	328,000 円	399,300 円
技能労務職	52 歳 8 月	291,100 円	324,800 円

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、超過勤務などの諸手当の額（期末・勤勉手当、退職手当を除く）を合計したものです。

② 職員の初任給の基準（7年4月1日現在）

区 分		南相馬市		県	
		初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	230,300 円	238,500 円	230,300 円	238,500 円
	高 校 卒	198,000 円	210,900 円	198,000 円	210,900 円
技能労務職	高 校 卒	196,900 円	209,600 円	196,900 円	209,600 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（7年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大 学 卒	274,980 円	303,450 円	349,025 円
	高 校 卒	251,200 円	該当なし	該当なし
技能労務職	高 校 卒	該当なし	該当なし	該当なし

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況（6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	内訳		職制上の段階		
				職名	人数	人数	構成比	段階
1 級	主事の職務	86 人	17.7%	主事	80 人	169	34.7%	係員級
				学芸員	1 人			
				技師	2 人			
				作業療法士	1 人			
				文化財主事	2 人			
2 級	副主査の職務	83 人	17.0%	副主査	77 人			
				司書	4 人			
				栄養士	2 人			
3 級	主査の職務	108 人	22.2%	主査	100 人	108	22.2%	主査級
				学芸員	2 人			
				主任学芸員	2 人			
				主任文化財主事	1 人			
				主任言語聴覚士	1 人			
				主任司書	2 人			

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	内訳		職制上の段階		
				職名	人数	人数	構成比	段階
4 級	課長補佐、係長の職務	127 人	26.1%	係長	77 人	127	26.1%	係長級
				室長	2 人			
				所長	1 人			
				館長	1 人			
				課長補佐	38 人			
				主任主査	5 人			
				副館長	1 人			
				次長	1 人			
				事務局次長	1 人			
5 級	課長の職務	44 人	9.0%	課長	32 人	44	9.0%	課長級
				園長	1 人			
				事務局長	1 人			
				室次長	2 人			
				主幹	5 人			
				政策主幹	3 人			
6 級	部次長の職務	24 人	4.9%	部次長	12 人	24	4.9%	部次長級
				総括参事	2 人			
				参事	9 人			
				会計管理者	1 人			
7 級	部長の職務	15 人	3.1%	区役所長	2 人	15	3.1%	部長級
				部長	9 人			
				事務局長	2 人			
				理事	2 人			
	合計	487 人	100.0%					

※一般行政職とは、地方公務員給与実態調査における区分で、「国の行政職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職員を除く）」とされている職員で、一般職のうち税務職、保健職（保健師など）、福祉職（保育士など）、教育職（幼稚園教諭、指導主事など）、技能労務職（運転手、土木作業員など）、医療職（医師、医療技師、看護師など）を除いた職員です。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の状況（7 年 4 月 1 日現在）

期末手当・勤勉手当		退職手当		
(支給割合)		(支給率)	自己都合	勸奨・定年
期末手当	2.50 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤勉手当	2.10 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %		勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
		その他の加算措置 定年前早期退職措置（2～20%加算）		

② 特殊勤務手当の状況（7 年 4 月 1 日現在）

手当の名称	具体的内容	支給対象職員	支給方法	手当額
医療職員の特殊勤務手当	院長手当	病院勤務の院長	1 月	200,000 円
	副院長手当	病院勤務の副院長	1 月	100,000 円

	医学研究手当	病院勤務の医師	1 月	医員 50,000 円 医長 100,000 円 科長等 180,000 円 副診療部長 200,000 円 診療部長等 220,000 円 副院長等 250,000 円 院長 280,000 円
	手術手技手当	手術手技に関わる①執刀医師、②補助医師、③麻酔医師	1 回	診療報酬請求額の①5/100②3/100③7/100
	特殊診療手当	正規の勤務時間外に業務に従事した医師	1 時間	5,000 円
	出役手当	検診業務等に従事した医師	1 回	6,500 円
	分べん手当	分べんに従事したとき	1 分べんにつき	10,000 円
	指導医手当	研修医に対し指導を行った①医師、②医師（臨床研修に関する講習未受講）	1 月	①20,000 円 ②10,000 円
	プログラム責任者手当	指導医に対しプログラムの実行責任をもつ医師	1 月	20,000 円
	安全管理手当	医療安全管理部長、感染対策室長	1 月	20,000 円
	看護職員等处遇改善特別手当	病院勤務の看護職員	1 月	8,000 円
死体処理等に従事する職員の特殊勤務手当	社会福祉施設等に勤務する職員	行路死体を処理した職員	1 件	4,000 円
		行路病人を扱った職員	1 件	300 円
		高松ホームに勤務し、死体を処理した職員	1 件	500 円
交代制夜間勤務職員の特殊勤務手当	正規の勤務時間による勤務を深夜において行う業務に従事した職員	深夜における勤務時間が全部	1 回	6,200 円
		上記勤務時間が 4 時間以上	1 回	3,300 円
		上記勤務時間が 2～4 時間	1 回	2,900 円
		上記勤務時間が 2 時間未満	1 回	2,000 円
東日本大震災に対処するための職員の特殊勤務手当	警戒区域等に設定することとされた区域に立ち入り業務に従事したとき	警戒区域に設定することとされた区域	1 回	2,000 円
		計画的避難区域に設定することとされた区域	1 回	1,000 円
		帰還困難区域に設定することとされた区域	1 回	2,000 円
		居住制限区域に設定することとされた区域	1 回	1,000 円
		上記の区域において家畜等の殺処分補助を行った職員	1 回	500 円
	死体処理等に従事する職員	東日本大震災に対処するため、職員が死体の収容、洗体、搬送等の作業に従事した職員	1 回	1,000 円
		上記の作業で 1 日につき 10 体以上の死体を取り扱った職員	1 回	2,000 円
看護職員の特殊勤務手当	看護職員の確保及び定着並びに看護体制の強化を図るため	看護師、准看護師及び助産師	1 回	133,000 円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	異常な自然現象により重大な災害において河川の堤防等での作業や市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う避難所運営等に従事したとき	左記業務に従事した職員	1 回	710 円～1,080 円

③ その他の手当の状況（7 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	支 給 内 容
扶養手当	扶養親族を扶養している職員に支給 ・配偶者 3,000 円 ・子 11,500 円 ・その他 6,500 円 ・特定期間の加算（16～22 歳） 5,000 円

住居手当	(借家) ・家賃額 20,500 円以下 ・家賃額 20,500 円以上 54,500 円以下 ・家賃額 54,500 円以上	家賃額-9,500 円 (家賃額-20,500 円)×1/2+11,000 円 28,000 円
通勤手当	(交通機関利用者) ・一か月の運賃相当額が 55,000 円以下の場合は運賃相当額 ・一か月の運賃相当額が 55,000 円以上の場合は 55,000 円を超える額×1/2 を 55,000 円に加算した額 (交通用具使用者) ・距離区分に応じて支給 (3,000～40,000 円)	
管理職手当	管理、監督の職にある職員に一般行政職の主幹職で 40,800 円から部長職で 72,800 円を支給	

④ 特別職の報酬等の状況 (7 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市長	1, 000, 000 円	
	副市長	790, 000 円	
	教育長	720, 000 円	
報酬	議長	463, 000 円	
	副議長	406, 000 円	
	議員	385, 000 円	
期末手当	市長 副市長 教育長	3. 45 月分（役職加算 20%）	
	議長 副議長 議員	3. 45 月分（役職加算 20%）	
退職手当	市長 副市長 教育長	（算定方法）	
		退職日給料月額×在職月数×0. 50	（支給時期）
		退職日給料月額×在職月数×0. 30	任期毎
		退職日給料月額×在職月数×0. 20	任期毎

⑤ 給与の分析について

南相馬市における職員給与については、国・県の給与に準拠しながら支給されておりますが、給与の水準については国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員との給与水準をラスパイレズ指数として数値により示しており、国と同じ水準であれば 100 で、国より高い場合は 100 を超え、低い場合は 100 未満となります。

南相馬市においては 95.5 (令和 6 年 4 月 1 日現在) となっており、県内 13 市の平均値の 99.2 に比較し、低い数値となっていることから、今後も引き続き適正な給与制度の運用を図って参ります。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分～13 時 00 分

(2) 休暇及び休業制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1 暦年 20 日
病気又は負傷のための休暇	負傷又は疾病のための休暇 (成人病及び精神疾患の場合は 180 日)	90 日
療養休暇	結核性疾患により長期の療養を要する場合の休暇	2 年
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産等規則で定める休暇	休暇毎に定められた日数
介護休暇	配偶者等家族の介護のための休暇 (無給)	6 月 (分割取得可) ※時間の場合: 3 年 (1 日 2 時間以内)
育児休業	子の養育を目的としたもの (無給)	子が 3 歳に達するまでの期間
部分休業	育児休業と同様の趣旨 (1 日 2 時間以内)	小学校就学始期までの期間
自己啓発等休業	自発的な大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業 (無給)	3 年以内
不妊治療休暇	不妊治療を受けるための休暇 (有給)	5 日以内 ※体外受精その他市長が認める不妊治療の場合は 10 日以内

(3) 職員の育児休業の状況

	令和 6 年度の取得者			令和 6 年度中に新たに取得可能となった職員数
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	
男性職員	15	0	0	18
	0	0	0	
女性職員	12	12	0	12
	0	0	0	
計	27	12	0	30
	0	0	0	

(注)「令和 6 年度の取得者」欄の上段は令和 5 年度に新たに取得した者、下段は令和 5 年度に再度取得している者の人数を示す。

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数 (令和 5 年度)

区 分	免 職	休 職	降 任	降 給	合 計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	18	0	0	18
職務に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少による過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	18	0	0	18

(2) 懲戒処分者数 (令和 6 年度)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
交通事故及び交通違反	0	0	0	1	0
上記以外	0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。また、職員には、法令及び上司の職務上の命令に従うという義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには、政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。

(1) サービスに関する通知数 (令和 6 年度)

6 件

(2) 営利企業等の従事制限

地方公務員法第 38 条第 1 項の規定により、職員は、市長の許可を受けなければ、営利企業等に従事することができません。(次の基準を満たしている場合は許可)

- ・営利企業等に従事しても職務上、能率の低下をきたすおそれがない場合。
- ・職員の職と特別な利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他の公正を妨げるおそれがない場合。
- ・職務の信用を傷つけるおそれがなく、職員の職全体の不名誉となるおそれがない場合。

(3) 他の団体への事務従事

南相馬市職員サービス規程第 24 条の規定により、職員が、国、県、他の地方公共団体その他公共的団体の事務に従事する場合においても市長の承認を得ることとしています。

6 職員の研修の状況 (令和 6 年度)

区 分	主 催	人 数
集合研修	ふくしま自治研修センター	112 人
	市	1,261 人
	その他	78 人
派遣研修	国、県等	12 人
自主研修	該当職員	0 人
計		1,463 人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況 (令和 6 年度)

区 分	受診者数
定期健康診断 (年 1 回)	1,178 人
人間ドック (40 歳以上)	355 人
その他検診 (子宮頸がん、乳がん検診等)	733 人
ストレスチェック (年 1 回)	1,480 人
健康講座等 (メンタルヘルス講習会)	166 人
計	3,912 人

8 職員の人事評価の状況

本市では、人事評価制度を平成 28 年度より導入しています。

人事評価制度は、職員の能力開発の動機付け、人事育成の機会づくり、組織活性化の促進のために実施し

ています。

職員は、目標管理による業績とその過程で発揮した能力について、自己評価及び上司の評価を受け、改善や努力が必要な点を明確にし、能力開発等に努めています。

9 職員の退職管理の状況

職務の公正な執行を確保し、市民の信頼を損ねるおそれがないよう、営利企業等に再就職した元職員に対し、現職職員への働きかけを禁止するなど、適正な退職管理に取り組んでいます。

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和6年度）

事案なし

11 不利益処分に関する不服申し立ての状況（令和6年度）

事案なし